

ヤブの刈払いや不要果樹の伐採 に対する支援のお知らせ

近年、町内における野生鳥獣の生息域が拡大し、ツキノワグマをはじめとする野生鳥獣が市街地等の人の生活圏に出没し、農作物被害等をもたらしています。

この度、町で被害防止を図るため、①ヤブの刈払い等、②不要果樹の伐採に対する支援を行います。

① ヤブの刈払いや雑木林の伐採

＜対象者＞ 自治会

＜補助額＞ 刈払いに要した費用(15万円まで)

＜要件＞ ①刈払い地の地権者の同意を得ていること
②3年以上継続して刈払いを実施すること
③令和8年12月31日までに刈払いを完了すること

② 庭先などの不要果樹の伐採

＜対象者＞ 自治会 または 個人

＜補助額＞ 伐採費用の3分の2の金額
(1本あたり補助上限は4万円)

＜要件＞

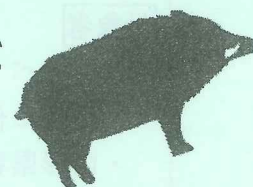
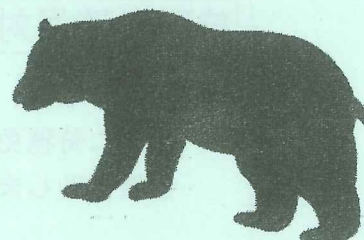
①伐採する果樹が最寄りの住宅から200m以内
②伐採する果樹の所有者から同意を得ていること

＜提出書類＞

①伐採前後の写真(同じ場所・角度から撮影)

※ 伐採前の写真を撮り忘れると支援を受けることができない
のでご注意ください。

②経費の支払に係る請求書及び領収書



お問い合わせ先

真室川町農林課農林整備係 TEL 0233-62-2052

真室川町鳥獣被害対策用品購入支援事業・狩猟者確保対策事業

クマやイノシシによる被害が全国的に増加しているなか、町の「有害鳥獣駆除体制」と「農作物被害の防除体制」を強化し、人畜被害の防止や農作物被害の軽減を図るため、電気柵等の侵入防止用品の購入及び新規狩猟者確保のための資格取得、猟銃等の購入を支援します。

鳥獣被害対策用品購入支援事業

○有害鳥獣侵入防止柵等設置事業

鳥獣の侵入を防ぐための電気柵、防護ネット、防草シート等の購入費用を補助します。

(※防草シートは、電気柵等と一緒に購入したものに限りです)

補助金額：補助対象経費の2分の1以内(上限額 150,000 円)

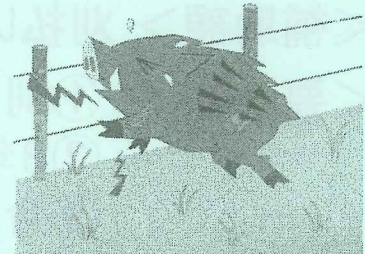
○有害鳥獣忌避剤購入支援事業

鳥獣の侵入を防ぐための忌避剤の購入経費を補助します。

補助金額：補助対象経費の2分の1以内(上限額 30,000 円)

対象者

町内に住所があり、町内で農産物を生産する方
(※出荷販売しない家庭菜園も対象となります)



狩猟者確保対策事業

○狩猟免許取得、銃所持許可取得支援事業

新規に狩猟免許及び銃所持許可を取得した際の経費を
全額補助します。

○猟銃等購入支援事業

新規に銃所持許可を取得した方に対し、猟銃(空気銃は除く)及びガンロッカー等の
購入費用の一部を補助します。(詳しくはお問合せください)

対象者

次のすべてに該当する方

- ・町内に住所があり、新たに狩猟免許及び銃所持許可を取得した方
- ・山形県猟友会及び真室川町鳥獣被害対策実施隊に加入し、実施隊員を5年以上継続して積極的に活動することを確約する方
- ・補助金の交付申請時に70歳以下の方



※予算の範囲内での補助となりますので、詳しくは下記まで問合せください。

◎問い合わせ・申し込み先

真室川町役場 農林課農林整備係 TEL 0233-62-2052 (農林課直通)

～裏面もご覧ください～